

事 務 連 絡
平成 29 年 5 月 30 日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局健康課

情報連携に係る本番用副本登録とその正確性の担保について（依頼）

平素より予防接種に係る業務の運用につきまして、特段の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

各地方公共団体におかれては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）に基づく情報連携の開始に向けて、本番用副本登録作業を行っていただいていることと存じます。

情報連携の実施のためには、本番用副本データの正確性（正本データとの一致）が担保されることが重要であり、内閣官房、内閣府及び総務省より各府省宛に発出された「情報連携に係る本番用副本登録とその正確性の担保について（依頼）」（事務連絡）（別添参考）において、デジタル PMO に公開された「本番用副本登録 実施要領（地方公共団体向け）（第 2.20 版）」（内閣官房・総務省・地方公共団体情報システム機構（J-LIS）連名資料。平成 29 年 4 月 28 日付改版。以下「実施要領」という。）（別添参考 2）に基づき、登録する特定個人情報ごとに、「登録件数の確認」と「登録された副本のサンプルチェック」（端末による検索や登録データのダウンロードによる確認）を行うこととされていることから、今般、副本登録作業及び確認作業について特にご留意頂きたい点を下記のとおりまとめました。

各都道府県におかれましては、下記を踏まえた対応をお願いするとともに、貴管内市区町村（保健所を設置する市及び特別区含む。以下同じ。）にこの旨を周知していただくようお願いいたします。

記

副本登録については、実施要領に基づき、6 月 6 日（火）を進捗締日として、各市区町村が都道府県にその進捗状況を「実施要領 別紙 5 様式」（別添参考 3）に記入し、送付することとされています。

つきましては、予防接種行政のご担当者におかれましては、番号制度又は情報システムの所管部局等とも連携しながら、貴管内市区町村が担当する「実施要領 別紙 5

様式」(別添参考3)のうち下記表に掲げる予防接種分野に係る特定個人情報について、これらの作業を確実にを行うよう、貴管内市町村に周知いただくとともに、必要に応じてその実施状況を確認し、実施を促していただきますようお願いいたします。

管理番号	特定個人情報名
84	予防接種法による予防接種の実施の情報

照会先

厚生労働省健康局健康課予防接種室

TEL 03-5253-1111 (内線 2383)